

令和6年度小城市子ども・子育て会議（第3回） 議事録

- 開催日時 令和6年12月19日（木）午後6時30分～午後8時15分
- 開催場所 小城市役所大会議室（西館2階）
- 出席委員 山田会長、草場委員、金田委員、庄島委員、船津委員、古川（明）委員、勝原委員、田中委員、古川（教）委員、八頭司委員、圓城寺委員、嶋田委員、小林委員、園田委員（計14名）
- 欠席委員 高山委員、永松委員、鳥越委員、永田委員（計4名）
- 事務局 池田福祉部長、田中教育部長
社会福祉課：久保課長、土井子育て支援係長、福田主査、松尾主査
健康増進課：右近課長、辻母子保健係長、淵上保健師
保育幼稚園課：於保課長、南里副課長、松尾保育幼稚園係長
教育総務課：西課長、嘉村副課長、小田主事
- オブザーバー 株式会社 ギョウセイ 2名
- 傍聴者 0名

【会議次第】

1. 開 会
2. 部長あいさつ
3. 議題
(1) (仮称) 小城市こども計画について 資料1, 2
4. その他
5. 閉 会

1. 開会

会議の出席者数等を報告（条例の一部を読み上げる）

2. 部長あいさつ

（池田部長）

皆さんこんばんは、福祉部長の池田です。

本日は、お忙しい中、また夕方からの開催ということで寒くなっておりますが、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回9月の会議の際には、こども計画の骨子等をお示しさせていただきました。

本日は、こども計画の素案全体が完成しておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

この「小城市こども計画」は、「子ども・子育て支援事業計画」を一体的な計画とし、また「次世代育成支援行動計画」、「こども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含する計画となっております。

小城市のこども達や若者、子育ての当事者である保護者の皆さんが幸せに小城市で暮らしていけるように、こどもと若者に関わる取り組みを一元的・総合的に推進するための大切な計画であると思っておりますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

議事について、進行を事務局から山田会長に交代。

(1) (仮称) 小城市こども計画について

資料 1、2

事務局：資料 1 及び 2 を用いて、主に第 3 章以降の計画案について説明を行う。

会 長：量も多く内容也多岐にわたっていたが、意見、気づいた点、追加説明の要望などあるか。

会 長：学校のこどもの安全の中で、いじめの問題、SNS に係る問題などがある。小中学校で最も大きい問題となっている SNS によるいじめは大変多い。今回の計画では、P 9 1 の 9 0 番「危険性のある～」に触れられている部分はあるが、そこが強く伝わってくる印象がなかった。

事務局：SNS によるいじめについては、非常に大きな問題と感じているところである。学校の方でも対応を図っている部分でもあり、計画の中に対応等の記載を入れられないか検討したい。

委 員：新規事業「親子関係形成支援事業」は、小さいこどものケアについての内容のようだが、中学生・高校生となると保護者も更年期になり、その時期にきて子育てがうまくできていないという悩みも聞く。親子関係形成支援の中に、中学生・高校生が入った方がよいのではないか。

会 長：(説明文中の) 児童については、中学生も入るのか。

事務局：児童福祉法では、18 歳までが児童と取り扱っている。詳しく確認する必要があるが、中学生・高校生及びその保護者についても必要であればこの事業の対象と出来るのではと感じている。

会 長：P 1 1 9 「産後ケア事業」について、新しく始まっているが、母乳が出にくくて助産師のマッサージや指導を受けるために医療機関に通うお母さんもいる。これは医療保険にはかからないと思うが、そこに補助などがあってもよいと思うところだが、どうか。

事務局：現状、そこは自費診療となる。今後保険適用に国が改めていくかどうかというところもある。

授乳指導等は、自費がかかるにせよ是非利用いただきたいところである。市では出産子育て給付金を支給しており、そこからこうした費用にも充てていただけるとうれしい。

委 員：「こども誰でも通園制度」が令和 8 年度からだ、うちの園では入園時に必ず「慣らし保育」というものを 1 週間とか、長い場合は 2 週間など行ってから受け入れる。今日、突然来られて預かってくださいってなった時、こどもがパニックにならないか、子ども自身の負担にならないか、アレルギーなどもわからない状態で預かるのは不安という声が園の中にもある。こういったところが気になる。

事務局：実施は令和 8 年度からで、今のところ運用など詳細が決まっておらず今後検討していくことになる。

会 長：アレルギーなどは重要問題。実施にあたっての課題は多く現場も大変だろうが、よりよく実施できるよう進めていただければと思う。

会 長：発達障害に関する前回の意見に対して、説明では P 1 5 の精神障害者保健福祉手帳のことがあったが、発達障害については精神障害者の中には入らないのではないか。

事務局：発達障害となると、この精神障害者保健福祉手帳よりも範囲が広がる。

会 長：療育手帳は基本的に知的障害であるし、発達障害だけについて行われている

福祉施策というものはあるか。

事務局：発達障害という診断がつくと、未就学時は児童発達支援という療育の福祉サービスがあり、手帳の有無に関わらず診断の結果で手続きをしてもらえればサービスを受けられる。小学校からは放課後等デイサービスがある。

委員：利用者支援事業の中の新規事業「こども家庭センター型」。従来の基本型と母子保健型の統合というイメージが湧かない。後、「地域子育て相談機関」は利用者支援事業の中にあるのか。

事務局：今も母子保健型、基本型を実施しているが、令和7年度から母子保健機能と児童福祉機能を統合して、こども家庭センター型としていくため準備中ということである。国の型の名称であり、確かにわかりにくい面もあると思う。

地域子育て相談機関は利用者支援事業の一環という位置づけをされている。国の考え方では、中学校区ごとに設置するようにとのことなのだが、本市では子育て広場があり、乳幼児の保護者の相談などはそこで行っている。中学校区ごとに設置という国の方針は、地域の実情で考えていくことも可となっているので、市の実情にあわせた運営方法など検討していきたい。

会長：子育て広場は4か所だったかと思うが、その対象がもう少し広がるイメージであっているか。それと、現在の4カ所での実施ではなく、市役所に一つ拠点をおいて、各町を巡回していくような感じになるのか。

事務局：会長がおっしゃる通り、相談機関については、国の目安では中学校区に1カ所となっているが、地域の実情によって、市役所に1カ所相談機関を設け、各町に出向く方法でも良いとなっている。今後、市の方でも人材・財源も含めて検討をしていく必要がある。

会長：庁舎別館の方で教育委員会所管の「子ども支援センター」があるが、このセンターは、今回のものと別と考えた方が良いのか。

事務局：子ども支援センターとは別物となるが、当然連携は行っていく。

委員：他の委員から質問があった「親子関係形成支援事業」と「地域子育て相談機関」とはどういった絡みがあるのか。

事務局：それぞれ、別の事業となっており、事業毎のメニューがあるので、それに沿って実施していくこととなる。

新規事業については不明な部分もあり、市の方でも内容を確認しながら検討を行っていくこととなる。事業の詳細については、個別にお尋ねいただければ、資料等を用いて説明させていただく。

会長：こうした事業については、先進的な取組をされている自治体の情報等を確認しながら、進めていきたい。

委員：不明な部分については、個別にお尋ねしたい。

これは要望となるが、基本理念「こどもが自分らしく笑顔で育つまち」、キャッチコピー「こどもは、小城市のたから」、とてもよいと思っている。市の方は、子育て支援にも力を入れていただいていると思っているが、その中で学童保育の利用料が上がる話を聞いた。県内の市町の中には、給食の無償化をされている自治体もあるが、小城市は実施していない。

ぜひ、このキャッチコピー通りに、保護者や家庭の要望に応えていただけるようしてもらえればというのが希望である。

会長：他に意見・質問がなければ、以上で議事は終了とする。

山田会長より事務局へ進行を交代

4. その他

今後の計画策定に向けて、パブリックコメントの実施や会議の開催等について事務局から説明あり。

5. 閉会

